

### 女性の人権ホットライン

#### 強化週間

11月18日(金)から24日(木)までは、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。

「女性の人権ホットライン」は、女性を巡るさまざまな人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です。期間中は受付時間を延長して対応し、解決に導きます。

全国共通ナビダイヤル 0570-070-810

強化週間中の受付時間 平日 8時30分～19時、土・日曜日 10時～17時

通常受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

札幌法務局滝川支局TEL23-2330

### 女性に対する

#### 暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を

形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力防止について考え、暴力のない社会づくりを進めていきたいと思います。

問い合わせ先 支援課TEL28-8012

### 家屋の新築・増築・改築

#### および取り壊しの

#### 届け出について

固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在、市内の土地や建物を所有している方に対して課税されます。

法務局に登録されていない家屋を今年中に新築・増築・改築または取り壊しをしたときは税務課(市役所3階)4番窓口へ届け出が必要です。

▼家屋を新築・増築・改築したとき(車庫・物置なども含む)

翌年度より課税となりますので税額を算出するために評価します。

届け出がない場合は、さかのぼって課税されることがあります。

▼家屋を取り壊したとき(車庫・物置なども含む)

翌年度の課税から除くために現地確認をします。

届け出がない場合は、翌年度も引き続き課税されることがあります。

りますのでご注意ください。 ※詳しくはお問い合わせください。

国税務課TEL28-8020

### 「ねんきん月間」および「年金の日」

日本年金機構では、公的年金制度に対する理解を深めていただくために、毎年11月を「ねんきん月間」とし、11月30日を「年金の日」としています。

#### ●年金に関する「相談」

ご自身の年金記録や受給見込み額について相談を希望する方は砂川年金事務所(予約受付専用電話0570-0514890)に予約のうえ、ご相談ください。

※相談希望日の1か月前から前日まで受け付けます。また、相談の際は年金手帳をご用意ください。

#### ●国民年金について学ぶための動画を視聴できます

日本年金機構ホームページ↓年金の制度・手続き↓年金について「字ばう」に掲載しています。

国保医療課TEL28-8016

#### 国税に関する申告・面接相談は「事前予約」が必要です

税務署では、納税者の皆さんにお待ちいただくことなくス

ムーズに申告や面接相談ができるよう、「事前予約制」を実施しています。

申告・面接相談を希望する方は、電話で相談日時を予約してください。

※予約状況により、相談日時は希望に添えない場合があります。

滝川税務署TEL22-2191

#### 市・道民税の特別徴収の完全指定および給与支払報告書(総括表)の送付について

事業主は、地方税法の規定により、従業員の個人住民税を特別徴収することが義務付けられています。

#### ●個人住民税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に、従業員の個人住民税を毎月の給与から天引きし、市に納入する制度です。

#### ●対象の事業所について

特別徴収を実施する義務があると思われる事業所には、11月中に総括表を送付します。従業員の給与支払報告書(個人別明細書)とともに提出し、令和5年度からの特別徴収に対応していただくよう準備をお願いします。

また、総括表が届いていない事業所についても、従業員に市・道民税が課税される場合には、

原則特別徴収の方法により市・道民税を納めていただくことになり、ご承知おきください。

提出先 令和5年1月1日現在従業員が住民登録がある市町村提出期限 令和5年1月31日(火) 国税務課TEL28-8019

### 11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの気付きによって大切な命が守られます。虐待かもしれないと思っただけでお電話ください。

○いつも子どもの泣き声がする。 ○不自然な傷が多い子どもがいる。

○服装が季節や体に合っていない子どもがいる。 ○夜遅くまで外にいて、帰りがらない子どもがいる。

○小さな子どもを置いて頻繁に外出している。 など

※通報者のプライバシーは法律で保護されます。匿名での通報も可能です。虐待ではなかったとしても責任を問われることはありません。

通報先 こども家庭相談室、岩見沢児童相談所(TEL0126-22-1119)、児童相談所虐待対応ダイヤル(TEL189)、緊

急の場合は滝川警察署(TEL24-0110) 〇こども家庭相談室TEL23-5217

### 自転車駐輪場の冬期閉鎖

市内7か所の自転車駐輪場は、冬期間閉鎖しますので、自転車は閉鎖日までにお引き取りください。なお、期日までに引き取られなかった自転車は、放置物件として処理しますのでご注意ください。

閉鎖箇所 駅前広場駐輪場、滝川市自転車駐輪場(たきかわ観光国際スクエア横)、JR駐車場横駐輪場、大町3丁目1番駐輪場、大町4丁目1番駐輪場、江部乙中央通駐輪場、市役所敷地内駐輪場

閉鎖日 11月30日(水) 問い合わせ 支援課TEL28-8012

### 「ATMでお金が戻る」はサギです

市役所職員を語り、「介護保険の還付金がある」などというサギ電話が増えています。9月27日には、滝川市民の方が100万円の被害に遭いました。「お金が戻るのでATMに行くように」という電話はサギです。このような電話がきたらすぐに切り、滝川警察署(TEL24-

## 福祉



### 令和4年度の

#### ごみ処理手数料・

#### し尿処理手数料の福祉減額

市では次の方を対象にごみ処理手数料・し尿処理手数料の福祉減額を行っています。ただし、ごみ処理手数料については、今年度未申請の方に限ります。

#### 減額対象世帯

##### 〇生活保護世帯

〇70歳以上の単身世帯で令和4年度の市民税が非課税の世帯

〇母子世帯・父子世帯 ①次の①④のいずれかに該当する子を扶養し、母親または父親の収入のみで生計を維持している「母子及び父子並びに寡婦福祉法」による母子家庭または父子家庭で、令和4年度の市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯

①満20歳未満の子

②身体障害者手帳1級または2

級の子

〇3療育手帳A判定の子

〇精神障害者保健福祉手帳1級の

〇110へ連絡してください。 〇110) 〇こども家庭相談室TEL23-5217

#### 福祉除雪サービスをご利用ください

65歳以上の高齢者世帯、重度身体障がい者世帯で、身体的理由などにより除雪を行うことが困難な世帯を対象に除雪を行います。

事業内容 市道の除雪が入った日に1回のみ、玄関から道路までの避難通路を確保する事業です。

利用料 介護保険料の段階に応じ、月額1,250円～5,000円の範囲で4区分となります。

実施期間 12月～令和5年3月末

申込方法 窓口または電話でお申し込みください。

※自宅から300メートル以内にお子さんがお住まいの方は利用できません。

〇介護福祉課TEL28-8028

#### 歳末たすけあい 見舞金の申請

滝川市共同募金委員会が実施する「歳末たすけあい募金運動」に寄せられた善意を、歳末たすけあい見舞金として、高齢者などの介護をしている世帯や重度の心身障がい児がいる世帯、そのほかさまざまな事情から経済的に困窮の世帯へ贈呈します。詳しくは折り込みの「ふれあう社会」をご覧ください。

〇社会福祉協議会TEL22-2397

#### 新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給対象期間再延長

これまで、国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入中の方の新型コロナウイルス感染症による傷病手当金支給の適用期間は、令和2年1月1日から令和4年9月30日までとしていましたが、12月31日まで延長になりました。

支給対象は今までと変わらず、感染もしくは感染が疑われたため仕事の欠勤を余儀なくされ、給与の全部または一部を受け取れなくなった方です。詳しくは保険医療課(市役所1階)5番・6番窓口へお問い合わせください。

## 健康

### よくわかる！ 健診結果説明会

健診結果を確認し、歯科・栄養についてアドバイスするなど一人ひとりに合った生活習慣改善のポイントを分かりやすく説明します。

日時 12月15日(木) 9時15分～11時

場所 農村環境改善センター 対象 40～74歳の滝川市国保加入者で特定健診を受診した方、後期高齢者医療制度加入者で後期高齢者健診を受診した方

持ち物 健診結果、筆記用具 ※みそ汁やスープをお持ちいただく塩分濃度測定ができます。

申込期限 12月8日(木)

申込方法 保健センター窓口または電話でお申し込みください。

〇保健センターTEL24-5256

